

静岡市教育委員会告示第 33 号

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第24条第1項第2号から第4号までに規定する博物館に相当する施設の指定に係る基準を次のように定める。

令和6年12月1日

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣

博物館法施行規則第24条第1項第2号から第4号までに規定する博物館に相当する施設の指定に係る基準

1 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制に係る基準

- (1) 資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同様。）並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって法第31条第1項の規定による指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）を運営する体制を整備していること。
- (2) 基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- (3) 前号に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- (4) 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。
- (5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- (6) 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- (7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

2 学芸員に相当する職員その他の職員の配置に係る基準

- (1) 基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

- (2) 学芸員に相当する職員が置かれていること。
- (3) 基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

3 施設及び設備に係る基準

- (1) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- (3) 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- (4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。